資料2

地域密着型サービス事業所の指定更新について(承認) (地域密着型通所介護)

1 事業者・事業所の概要

7 7 1	于不过以及		
	項目	事業者·申請者の内容	
申請者	名 称	有限会社 豊松さいたま	
	所 在 地	埼玉県久喜市桜田四丁目10番5	
	代表者氏名	代表取締役 松本 文登	
事業所	名 称	デイサービス ポケット カメさん	
	事業所番号	1170901027	
	所 在 地	埼玉県久喜市八甫390-9	
	利 用 定 員	10人	
	指 定 期 間	令和元年11月1日~令和7年10月31日	
	管 理 者 氏 名	松本 貴登	

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

	認項目	地域密看型サーヒス事業の人員、設備及び連宮に関する基準 確 認 事 項	確認状況	関係法令等	適否
人員基準	生活相談員	指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上配置されているか。	ř	①第59条の3第1項 第1号	適
		社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有する者であるか。 (例)①社会福祉主事、②介護福祉士、③介護支援専門員等	社会福祉主事 (登録証にて確認)	②第5条第2項	適
	看護師 (准看護師)	指定地域密着型通所介護事業の単位ごとに、専ら当該指定地域名 着型通所介護の提供に当たる看護職員が1名以上確保されている か。(利用定員が10人以下の場合は、配置義務なし)		①第59条の3第1項 第2号 第59条第2項	適
		看護師又は准看護師の資格を有しているか。			
	介護職員	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。利用者数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されているか。	1.6以上配置	①第59条の3第1項 第3号	適
		単位ごとに看護師又は介護職員を <u>1人以上</u> 常時配置しているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表に て確認)	①第59条の3第3項	適
	機能訓練指導員	機能訓練指導員を1名以上配置しているか。	1名配置(勤務形態一 覧表にて確認)	①第59条の3第1項 第4号	適
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又 はあん摩マッサージ指圧師等の資格を有しているか。	看護師 (免許証にて確認)	①第59条の3第6項	適
	常勤職員の配置	生活相談員又は介護職員のうち <u>1人以上</u> 常勤で配置しているか。	2人常勤で配置 (勤務形態一覧表にて 確認)	①第59条の3第7項	適
	管理者	常勤の管理者が配置されているか。	常勤で配置 (勤務形態一覧表に て確認)	①第59条の4	適
		管理者は専従でなければならない ただし、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合、当該事業所の他の職務に従事することができる。	専従で勤務 (勤務形態一覧表に て確認)	①第59条の4	適
設備基準	食堂及び 機能訓練室	合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上になっているか。 ※3×10人=30㎡以上であること。	66.58㎡ (記載事項にて確 認)	①第59条の5第2項 第1号	適

運営基準	運営規程	1 下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置 ⑪を存する重要事項	運営規程にて 確認	①第59条の12	適
	勤務体制の確保等	2 従業者の勤務体制を定めているか。	運営規定にて確認	①第59条の13	適
	利用料等の受領	3 法定代理受領サービスと法定外受領サービスの利用料を 分けて明記しているか。	運営規程にて 確認	①第59条の7	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号 ※省令②…特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)に準ずる